

(法第10条第1項第7号関係)

## 令和4年度事業計画書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

NPO法人 むげん・から一ず

### 1 事業活動方針

本法人の目指す、障がいを持たれる方をはじめとし、人間の持つ無限の可能性、無限の色彩、人そのそれぞれの個性を大切に、障がいを持たれる方々に対して福祉、教育、生活、労働等への社会生活全般に関するサポート活動を行うことにより、「けんこう」、「くらす」、「はたらく」を支援するを理念とし事業を展開する。

前年度設置した共同生活援助事業所の運営を柱としながら、『8050問題』（高齢の親と障がいを持った子）や、『孤独死』、『空き家問題』に取り組みながら、事業所の定員増を目指す。また、若年層の障がい者や家族その支援者に『親なきあと』問題の周知、啓発活動を行い、早期に自立した生活、地域生活の長期ビジョンを描いていただける活動を行い、今後の生活を見据え、安心して過ごして頂くため、利用者の地域生活を支え、社会福祉に寄与することを事業方針とする。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ①社会福祉事業

##### ア共同生活援助事業所運営に伴う事業

- ・共同生活支援事業の継続 通年
- ・防災訓練 毎月1回
- ・レクリエーション活動 毎月1回程度

##### イ共同生活援助事業所利用者募集に伴う活動

- ・共同生活援助事業利用者への応募 相談支援員、支援学校高等部（随時）、各入所施設

##### ウ障がい児家族への支援

- ・障がい児家族への交流の場提供
- ・障がい児家族とのイベント

#### (2) その他の事業

実施予定なし